筑北村森林整備計画変更計画書(案)

(令和4年4月1日 変更)

計画期間 自 令和 3年4月 1日

至 令和13年3月31日

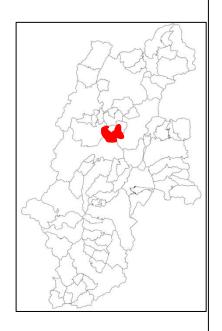
筑北村

森林法 (昭和 26 年 6 月 26 日付け法律第 249 号) に基づき、筑北村森林整備計画を変更する。 なお、筑北村森林整備計画の変更は、令和 4 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

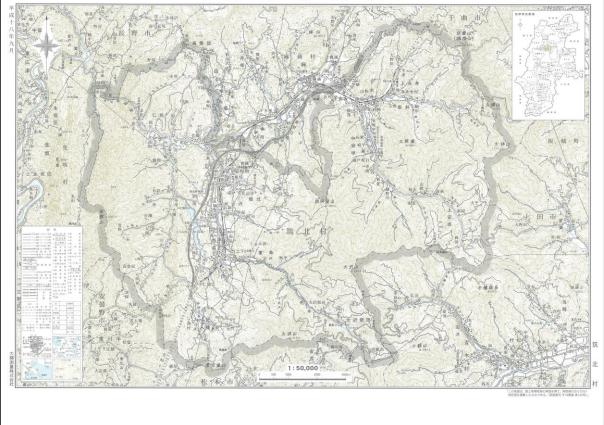
変更理由

- ① 官公造林の返地に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ② 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準及び区域の変更
- ③ 特に効率的な施業が可能な森林の区域を新設
- ④ 立木の伐採(主伐)の標準的な方法の留意事項の追加

市町村位置図



筑 北 村 全 図



目 次

I 基本的事項	頁
第1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 地域の概況	7
(2) 森林・林業の現状	7
(3) 森林・林業の課題	12
第2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(1) 地域の目指すべき森林資源の姿	12
(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと	12
第3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
Ⅱ 森林の整備	
第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第2 造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1 人工造林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(1) 対象樹種	17
(2) 方法	17
(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間	18
2 天然更新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(1) 対象樹種	18
(2) 方法	19
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間	21
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
4 森林法第 10 条の9第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令	22
の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 造林の対象樹種	22
(2) 生育し得る最大の立木の本数	22
第3 間伐及び保育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢	23
(2) 間伐の標準的な方法	24
2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(1) 水源涵養機能維持増進森林	25
(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及び水源涵養機能維持増	26
進森林以外の森林	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び	26
当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 区域の設定	26
(2) 森林施業の方法	26
3 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・・	32
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・	32
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
4 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
第6 森林施業の共同化の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
1 森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
3 作業路網の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(1) 基幹路網	34
(2) 細部路網	34
第8 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
1 林業に従事する者の養成及び確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37

Ш	森	林の保護	
第	§ 1	鳥獣害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
		(1)区域の設定	38
		(2)鳥獣害の防止方法	38
	2	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
第	3 2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	1	森林病害虫の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	2	V • 17 • 17 • 17 • 17 • 17 • 17 • 17 • 1	39
	3	林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	4		39
	5	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
IV	森	林の保健機能の増進	
	1	保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法・・・・・	40
	3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
v	そ	の他森林の整備に必要な事項	
	1	森林経営計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	2	生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	3	森林整備を通じた地域振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	4	森林の総合利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	5	住民参加による森林の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	6	森林経営管理制度に基づく事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	7	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	[計画策定の経過】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
VI	参	考資料	
	1	人口及び就業構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

- (1) 地域の概況
- ①位置(筑北村役場)

東経 36°25′北緯138°0′、海抜655m

②面 積

99.47km (東西14.5km、南北12.0km、周囲69km)

③土地の地目別面積(長野県勢要覧(令和元年(2019年)版)

Ħ	畑	宅地	山林	原野 その他	計
3.80km²	4.78km²	1.61km²	26.42km²	62.86km²	99.47km²

④気 象 (令和元年度中 筑北村役場 観測所)

平均気圧		気温		年間総降水量	風速平均	湿度平均
938.9hpa	平均	最高	最低			
(現地気圧)	11.9°C	38.9°C	-12.1°C	1003.0m	1.2m/s	67%

⑤地形·地質

本村は、長野県のほぼ中央部に位置し、北は千曲市・麻績村・長野市、東は上田市・青木村、西は安曇野市・生坂村に隣接し、南は松本市に接している。

四阿屋山をはじめ、岩殿山、冠着山など象徴的な山々を背景として、東条川、安坂川、麻 績川などが形成した河岸段丘や緩やかな傾斜地に集落が散在している。

(2) 森林・林業の現状

①地域の森林資源

本村の総面積は、9,947haであり、森林に恵まれ、森林面積はhaで、総面積の約84%を占めている。民有林面積は、8235.45ha で、そのうちアカマツを主体とした人工林の面積は3182.27haであり人工林率約38%と県平均(48%)を下回っている。

村の大部分を森林が占めるものの、近年、木材の価格の低迷、従事者の高齢化により林業に対する関心が薄れ、また、林業に新規就労する村民がいないため森林施業が停滞し荒廃森林が増加している現状にある。また平成 15 年に村内で初めて確認された松くい虫の被害については、令和元年度に3,253 ㎡の被害量があり、対策は取っているものの拡大している。

しかし、森林は木材生産のみならず、国土の保全、水資源の涵養、保健休養など様々な 公益的機能を有しており、現在のまま放置してはならない。特に水源涵養の高度発揮は特に 要請が高く早急に検討し機能の充実を図る必要がある。

【人天別森林資源表】 (長野県民有林の現況(令和3年度9月より) 単位:面積 ha、蓄積m³

民	資		人工林			天然	生林			合	計	
国別	源量	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木地等	計
民有	面積	3,153.50	28.77	3,182.27	935.99	3,727.89	389.30	5,053.18	4,089.49	3,756.66	389.30	8,235.45
林	蓄積	728,078	2,205	730,283	213,113	375,300	0	588,413	941,191	377,505	0	1,318,696
国有	面積	51.63	5.00	56.63	0	0	0	0	51.63	5.00	0	56.63
林	蓄積	10,579	935	11,514	0	0	0	0	10,579	935	0	11,514
合	面積	3,205.13	33.77	3,238.90	935.99	3,727.89	389.30	5,053.18	4,141.12	3,761.66	389.30	8,292.08
計	蓄積	738,657	3,140	741,797	213,113	375,300	0	588,413	951,770	378,440	0	1,330,210

未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

民有林の人工林割合 面積 39% 蓄積 55%

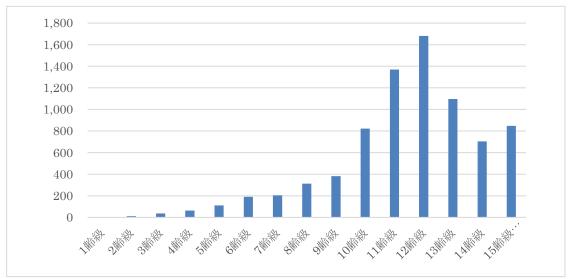
【民有林の樹種別構成表】 (長野県民有林の現況(令和3年度9月)

樹種	面積(ha)			蓄積(m³)		
(型) (里	国復(IId)	比率	計画内比率	雷倶(Ⅲ <i>)</i>	比率	計画内比率
アカマツ	2,516.32	32.1%	11.5%	530,632	40.2%	11.5%
カラマツ	1,057.77	13.5%	3.5%	253,605	19.2%	3.5%
スギ	277.81	3.5%	3.0%	116,753	8.8%	3.4%
ヒノキ	202.74	2.6%	5.5%	34,554	2.6%	5.3%
その他針	29.88	0.4%	1.5%	5,886	0.4%	1.7%
広葉樹	3,761.63	47.9%	9.9%	377,896	28.6%	6.0%
計	7,846.15	100.0%	-	1,319,326	100.0%	-

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。「計画区内比率」は、中部山岳森林計画区内の樹種ごとに占める割合です

【民有林の齢級別構成グラフ】





① 森林の所有形態

民有林 8235.45ha のうち、公有林は 2404.44ha であり、県有林、村有林、財産区が混在してい特に高標高の地域にまとまった村有林が多い。また残りの 5831.01ha は私有林であり、零細所有の個人有林が主であるが、集落有林や団体有林も含まれている。

【民有林の所有形態】 (長野県民有林の現況(令和3年度9月) 単位:面積 ha、蓄積m³割合%

元	 有形態別	面	積	蓄	主貝
רולים	有形態別		割合		割合
公	県	188.56	2.3	32,885	2.5
有	市町村	2194.9	26.7	310,345	23.5
有 林	財産区	20.98	0.25	2,053	0.2
7/71	計	2404.44	-	345,283	-
私	集落有林	1239.09	15.0	213,665	16.2
有	団体有林	555.03	6.7	96,058	7.3
林	個人有林	4036.89	49.0	666,763	50.4
المالا	計	5831.01	-	976,486	-
	計	8,235.45ha	100	1,321,769	100

② 林業労働の現状

公有林の整備は進んでいるものの、規模が零細な個人有林の遅れが目立っている。所有規模が小さく、労働力の高齢化が進んでいる。個人有林の森林整備には限界があるため、施業の団地化により森林組合等への森林経営計画による受託事業を中心とした、計画的・組織的・集団的な森林整備の推進に取り組んでいる。

【事業体別林業従事者数】

区分	組合・事業者数(件)	従業者数(人)	備考
森林組合	1	10	
生産森林組合	0	0	
素材性産業	0	0	
製材業	0	0	
特定非営利法人	1	6	
合 計	2	16	

【林業機械等設置状況】

単位:台

機械名	森林組合	会社	個人	その他	計
集材機	0	0	0	0	0
モノケーブル	0	0	0	0	0
リモコンウインチ	0	0	0	1	1
自走式運搬機	0	0	0	1	1
運材機	0	0	0	0	0
ホイールトラクタ	0	0	0	0	0
動力枝打機	0	0	0	0	0
トラック	0	0	0	1	1
グラップルクレーン	0	0	0	1	1
フェラーバンチャ	0	0	0	0	0
スキッダ	0	0	0	0	0
プロセッサ	2	0	0	0	2
グラップルソー	4	0	0	0	4
ハーベスタ	4	0	0	0	4
フォワーダ	4	0	0	0	4
タワーヤーダ	2	0	0	0	2
スイングヤーダ	3	0	0	0	3
合 計	19	0	0	4	23

③ 林内路網の整備状況

当村には34路線の林道が開設されていて、1ha当たりの林内路網の長さである林内路網密度は9.7m/haである。資源の有効活用のため間伐材の搬出を推進するとともに、主伐の適期を迎えた木材の搬出を行うために作業道の整備も必要である。

【路網整備状況(令和2年度末)】

	区分		路線数	延長		
					うち舗装	
基	公	道	606路線	317.873km	173.013km	
幹	林	道	34路線	80.330km	20.839km	
路	林業	専用道	_	_	_	
網	哥 計		640路線	398.203km	_	
森林作業道		業道	0路線	_	_	
	合	計	640路線	398.203km	193.852km	

④ 保安林の配備、治山事業の実施状況

公益的機能の確保のため 2,991ha、民有林の 36%が保安林に指定されている。中でも土砂流出防備保安林が最も広く指定されており、民有林面積の 23.6%、保安林面積の 66%を占める。

治山事業は、令和3年度に豪雨災害等による被害地の復旧が、3ヶ所予定されている。

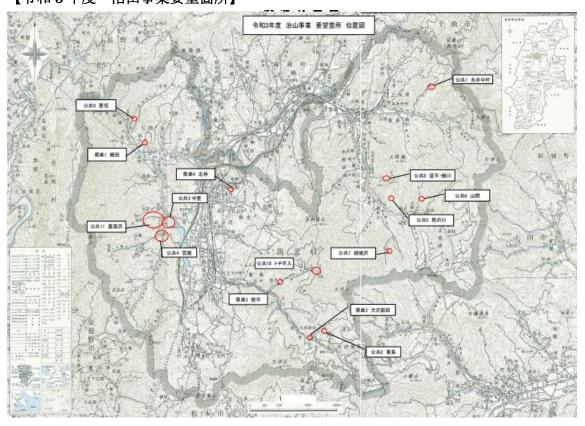
【保安林配備状況】(長野県民有林の現況(令和2年9月)

保安林種	面 積	民有林に占める割合
水源涵養保安林	943.18ha	11.4%
土砂流出防備保安林	1,956.53ha	23.6%
土砂崩壊防止保安林	1.15ha	0.01%
風雪害防備保安林		
水害防備保安林		
干害防備保安林	89.90ha	1.1%
落石防止保安林	0.24ha	0.002%
保健保安林	(重複)188.23ha	
風致保安林		
合 計	2,991.00ha	

【治山事業実施状況】

事業名	地区名	計画期間	主な工種
復旧治山事業	筑北村菖蒲沢	H28~H30	谷止工 3個
保安林緊急改良	筑北村とくら、小	R 元年度	松くい虫被害木伐採
	仁熊		

【令和3年度 治山事業要望箇所】



(3) 森林・林業の課題

里山においては、野生鳥獣害の被害拡大が村内の大きな問題となっており、その要因としては、材価の低迷による森林に対する関心の薄れ、林業後継者、担い手不足により住民が森林に入ることが少なくなったことなどが挙げられる。

また、村内に多いアカマツ林は、松くい虫の被害が激害化しているため、防除・拡散防止を図る ことが景観上および住民の安全保全上急務となっている。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方 及び施業の方法は、中部山岳地域森林計画の「【表 2-1】森林の有する機能ごとの森林整備 及び保全の基本方針」に即すこととする。具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごと に定め、望ましい森林資源の姿に誘導もしくは維持する。

なお、各地区は、「Ⅱ森林の整備 第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増 進森林」の区域と一致するものである。

【地域ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地域名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の現状	施業の方針	計画期間内の 主な施業の方法	設定理由
	水源涵養	未達成	誘導	間伐 森林病害虫防除	水源涵養機能維持、 松くい虫被害激害地
本城·坂北·坂井	山地災害防止/ 土壤保全	未達成	誘導	間伐 森林病害虫防除	急傾斜地 ため池保全
	木材生産機能 維持増進	未達成	誘導	間伐 森林病害虫防除	木材生産増進 松くい虫被害激害地

【森林の有する機能一覧表】

森林の有する機能			
水源涵養	文 化		
山地災害防止/土壤保全	生物多様性保全		
快適環境形成	木材生産機能維持増進		
保健・レクリエーション			

(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

森林整備に当たっては森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重 視すべき機能に応じた森林施業を実施して健全な森林資源の維持造成を推進する。主伐の 適期を迎えている山林、枝打ちや間伐等の手入れが行き届いてない山林等に対し、適切な更 新をするために団地化よる集約を進める。

森林は地域の貴重な資源であり、「産業」として自立できるように各種施策を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

中信森林管理署、県、村、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進する。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行する。

Ⅱ 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

中部山岳地域森林計画で定める指針及び筑北村森林・林業基本計画(平成31年4月制定)に基づき、伐採に関する事項を以下のとおり定める。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定める。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものだが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

区分	樹種	標準伐期齢	伐期の延長を推進 すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき 森林の伐期齢
	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
針	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
葉	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
樹	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
葉	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
米	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
樹	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めたう えで伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状 況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとする。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林(人工造林又は天然 更新)により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいう。なお、主伐方法の選択にあ たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費用負担等を 総合的に検討することとする。

【主伐の区分】

区	分	主伐の方法の内容
皆	伐	択伐以外のもの。
		伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又
択	択 伐 は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする	
1/2	174	なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が 30%以下の択伐をいう。(伐採後の
		造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率。)

【主伐の留意事項】

区分	留 意 事 項
	① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。
	② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、
	標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が
	完了するまで隣接地での伐採は行わない。
	③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を
11.72	設置することとする。
共通事項	④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に エスキュカス
	配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けると
	ともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないことと
	する。
	⑥ 更新のための造林に対して補助金を受けるためには、あらかじめ森林経営計画
	の認定を受けておく必要がある。
	⑦ 「筑北村皆伐施業チェックリスト」を提出すること。
	① 原則として急傾斜地、風害・雪害の気象害があるところ、獣害の被害が激しいとこ
	の
	② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。
	なお、出来るだけ小面積になるよう計画する。
	③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上(周辺森林の成木が 20mを超える
	場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。
皆 伐	④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の
	必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的
	配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心
	(5) 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心 掛けること。
	河川、渓流沿いの水辺環境、耕作地
	人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道

1	群状伐採にあっては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、	隣接する伐
	区との間は、20m以上離れていること。	

択 伐

- ② 帯状伐採にあっては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐採帯との間は、20m以上離れていること。
- ③ 森林の有する多面的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意すること。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、 保残等に努めます。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を 勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然 稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、 渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。
- オ 上記ア〜エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」 (令和3年3月16日付け2林整整第1157 号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に 関する事項を踏まえることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行うこと。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認する。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者
伐採及び伐採 後の造林の届	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過 する日までの期間に確認する。	筑北村

出書	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過 する日までの期間に確認する。	
森林経営計画	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過 する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画
に係る伐採等の届出書	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過 する日までの期間に確認する。	は松本地域振 興局 筑北村認定計 画は筑北村)

確認方法は、「第2造林」の更新完了の基準及び調査の方法のとおりとする。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、長野県松本地域振興局林業普及指導員等の技術的な助言、協力を仰ぐこととする。

第2 造林

中部山岳地域森林計画で定める指針に基づき、造林に関する事項を下記のとおり定める。 加えて、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、広葉 樹の導入等に努める。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定することとする。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、長野県松本地域振興局林業普及指導員や筑北村産業課林務担当部局とも相談のうえ、適切な樹種を選択することとする。

(1) 対象樹種

区 分	樹種名	備考
	スギ	
	ヒノキ	
	アカマツ	
人工造林の対象樹種	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数は、下表を標準とする。

なお、立地条件、既往の造林方法等を勘案し、林業普及指導員や筑北村産業課林務 担当部局とも相談のうえ、将来的な施業の方針を明確にすることで植栽本数を決定することができるものとする。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備	考
スギ	中庸仕立て	3,000本		
ヒノキ	中庸仕立て	3,000本		
アカマツ	中庸仕立て	3,000本		
カラマツ	中庸仕立て	2, 300本		
その他針葉樹	中庸仕立て	3,000本		
広葉樹	中庸仕立て	3,000本		

注)上記本数を基準とするが、低密度植栽等によるコスト削減の取組や大苗木、コンテナ苗については特にコスト削減の取組とコンテナ苗の特性等を総合的に勘案し植栽本数を決定する。 育成複層林施業における下層木の植栽本数は、上記の基準に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、天然生稚樹の発生状況に応じて調整する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう に整理するとともに、林地の保全に配慮すること。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月~6月中旬及び 10 月下旬~11 月下旬までに行うものとするまでに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経過	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経
する日までの期間。	過する日までの期間。

2 天然更新

(1)対象樹種

ア 天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ(ヤナギ科)	オノエヤナギ(ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ(クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ(カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ(カバノキ科)

ネコシデ(カバノキ科)	ハンノキ(カバノキ科)	ケヤマハンノキ(カバノキ科)
コバノヤマハンノキ(カバノキ科)	ヤハズハンノキ(カバノキ科)	ミヤマハンノキ(カバノキ科)
ヤシャブシ(カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ(カバノキ	ヒメヤシャブシ(カバノキ科)
アサダ(カバノキ科)	サワシバ(カバノキ科)	クマシデ(カバノキ科)
アカシデ(カバノキ科)	ブナ(ブナ科)	コナラ(ブナ科)
ミズナラ(ブナ科)	クヌギ(ブナ科)	カシワ(ブナ科)
クリ(ブナ科)	オヒョウ(ニレ科)	エノキ(ニレ科)
エゾエノキ(ニレ科)	ハルニレ(ニレ科)	ケヤキ(ニレ科)
フサザクラ(フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)	ヒロハカツラ(カツラ科)
タムシバ(モクレン科)	コブシ(モクレン科)	ホオノキ(モクレン科)
カスミザクラ(バラ科)	オオヤマザクラ(バラ科)	ミヤマザクラ(バラ科)
ウワミズザクラ(バラ科)	イヌザクラ(バラ科)	シウリザクラ(バラ科)
ズミ(バラ科)	アズキナシ(バラ科)	ナナカマド(バラ科)
イヌエンジュ(マメ科)	キハダ (ミカン科)	イタヤカエデ(カエデ科)
ウリハダカエデ(カエデ科)	オオモミジ(カエデ科)	ヤマモミジ(カエデ科)
コミネカエデ (カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)
シナノキ(シナノキ科)	オオバボダイジュ(シナノキ	ハリギリ(ウコギ科)
コシアブラ(ウコギ科)	ヤマボウシ(ミズキ科)	ミズキ(ミズキ科)
クマノミズキ(ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ(アオダモ)(モクセイ科)
ヤチダモ(モクセイ科)	アカマツ(マツ科)	カラマツ(マツ科)
キタゴヨウ(マツ科)	チョウセンゴヨウ(マツ科)	ウラジロモミ(マツ科)
オオシラビソ(マツ科)	トウヒ(マツ科)	コメツガ(マツ科)
スギ (スギ科)	ヒノキ(ヒノキ科)	サワラ(ヒノキ科)
ネズコ(ヒノキ科)	イチイ(イチイ科)	

(平成 20 年 1 月長野県『災害に強い森林づくり指針』解説を参考としました。) (中部山岳地域森林計画書【表 3-9】)

イ ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークびその時の平均ぼ	ぼう芽の発生するお おむねの限界根元直 径(参考)	
ぼ	ミズナラ(ブナ科)	20 cm	30本	50 cm
う	コナラ(ブナ科)	10 ст	20 本	40 cm
芽更	クリ(ブナ科)	20 cm	60 本	40 cm
新	ホオノキ(モクレン科)	20 cm	20 本	60 cm
樹	カスミザクラ(バラ科)	10 cm	20 本	40 cm
種	イタヤカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	20 cm

ウリハダカエデ(カエデ科)	10 cm	20 本	40 cm
※クマシデ(カバノキ科)	10 cm	10本	20 ст
※オオモミジ(カエデ科)	10 cm	10本	50 cm
※コシアブラ(ウコギ科)	10 cm	10本	30 ст
※ミズキ(ミズキ科)	10 cm	10本	30 ст
※リョウブ(リョウブ科)	10 cm	10本	20 cm

(中部山岳地域森林計画書【表 3-10】)

※印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としました。)

(2) 方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

方 法	標準的な方法			
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所 について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育で きる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとす る。			
刈出し	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物により更新 樹種の生存、生育が阻害されている箇所について刈払い等を行うもの とする。			
植込み	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所に必要 な本数を植栽するものとする。			
芽かき	ぼう芽更新による場合に、耐陰性の強い樹種では余分な芽をつみ取る芽かきを適宜実施する。			

(中部山岳地域森林計画書【表 3-11】)

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行う。必要な場合は、 長野県松本地域振興局林業普及指導員等の技術的な助言、協力を依頼する。

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範

囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定する。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を 撮影して記録し、目視による調査とする。

ア 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ 1 ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。1調査区の大きさは2(幅) $m \times 10$ (長さ)mの帯状とし、調査区内は長さ方向に5区分 $(2m \times 2m \times 5$ プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置する。

イ 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとする。 なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とする。

ウ 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管する。また、調査位置は、 GPS を利用し位置情報を記録し、森林 GIS で管理することとする。

なお、調査記録は、永年保存する。

② 更新の判定基準

区分	内 容
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、中部山岳地域森林計画書の 【表 3-13】を参考に判断する。
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然 更新補助作業行うか、又は不足本数を人工造林し、伐採終了年度 の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。

(中部山岳地域森林計画書【表 3-12】)

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに追加 的な天然更新補助作業(刈り出し等)又は植栽を実施することとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計

第365 号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人 工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以 内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は天然林であっても原則、人工造林を計画すること とします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積(ha)	備	考
本城地域 0010り、0011ろ、0013ろ、0014へ、0024に、0025ろ、0031ろ 坂北地域 1012い、1024は、1024に、1032ほ 坂井地区 2016ろ、2019に、2031い、2031ろ、2041に、2049に、2051は、2054は	244.283ha		

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

- (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合 1の(1)によるものとする。
 - イ 天然更新の場合 2の(1)によるものとする。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数 天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとする。

第3 間伐及び保育

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- (1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢は、次のとおりとする。

樹種	世光			間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				
倒俚	施業体系	(本/ha)	初回	2 回目	3 回目	4 旦目	5 旦目	6 回目
スギ(裏系) (地位級 I)	標準	3,000	14 (30%)	18 (22%)	23 (31%)	30 (33%)	40 (33%)	-
スギ(裏系)	標準	3,000	16 (30%)	20 (32%)	27 (31%)	36 (33%)	51 (34%)	-
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	18 (30%)	23 (32%)	32 (31%)	32 (31%)	46 (33%)	80 (33%)
スギ(裏系) (地位級IV)	標準	3,000	21 (30%)	27 (41%)	41 (31%)	72 (33%)	=	=

(地位級V) 標準 3,000 (30%) (32%) (31%)	スギ(裏系)			35	35	64			
カラマツ (地位級1) 標準 2,300		標準	3,000				_	-	-
(地位級1) 標準 2,300 (39%) (39%) (37%) (38%) (-%) 「クラマツ (地位級1) 標準 2,300 に地位級1) 「標準 2,300 に地位級1) 「日本 (10世 (25%) に地位級1) 「アカマツ (地位級1) 「標準 3,000 に地位級1) 「日本 (33%) (31%) (27%) (25%) (25%) 「アカマツ (地位級1) 「標準 3,000 に地位級1) 「日本 (33%) (31%) (27%) (25%) (2				` ′	` /		30	58	
カラマツ (地位級用) 標準 2,300 13 (39%) (39%) (37%) (38%) (-%) -		標準	2,300						-
(土地位級目) 標準 2,300 15 23 37 76 - -		Int Mile			19		50		
(地位級田) 標準 2,300 (39%) (39%) (37%) (38%)	(地位級Ⅱ)	標準	2,300	(39%)	(39%)	(37%)	(38%)	(-%)	_
(地位級III) 標準 2,300 19 31 53	カラマツ	4m V#s	0.200	15	23	37	76		
(地位級IV) 標準 2,300 (39%) (39%) (37%)	(地位級Ⅲ)	惊华	2,300	(39%)	(39%)	(37%)	(38%)	_	_
(地位級IV) 標準 3,000 12 18 24 31 40 54 (25%) (25%) (25%) (-%) アカマツ 標準 3,000 15 24 33 47 75 (25%)	カラマツ	洒 潍	2 200	19	31	53	_	_	_
(地位級 I) 標準 3,000 (33%) (31%) (27%) (25%) (25%) (-%) アカマツ (地位級 II) 標準 3,000 14 21 28 37 51 80 (25%)	(地位級IV)	保华	2,300	(39%)	(39%)	(37%)	_	_	_
(地位級 I) 標準 3,000 14 21 28 37 51 80 (一物) アカマツ 標準 3,000 15 24 33 47 75 (25%)	アカマツ	 海淮	3 000						
(地位級II) 標準 3,000 (33%) (31%) (27%) (25%) (25%) (-%) (-%) (地位級III) 標準 3,000 15 (33%) (31%) (27%) (25	(地位級 I)	保中	3,000	(33%)	(31%)	(27%)	(25%)	(25%)	(-%)
(地位級目) 標準 3,000 15 24 33 47 75 (25%) (25%) (25%) アカマツ (地位級IV) 標準 3,000 15 (33%) (31%) (27%) (25%) (アカマツ	 海淮	3 000						
(地位級田) 標準 3,000 (33%) (31%) (27%) (25	(地位級Ⅱ)	1示 午	5,000	(33%)	(31%)	(27%)	(25%)	` ′	(-%)
(地位級田) 標準 3,000 18 29 43 69 (25%)	アカマツ	 海淮	3 000						
(地位級V) 標準 3,000 (33%) (31%) (27%) (25%)	(地位級Ⅲ)	1示 干	3,000	(33%)	(31%)	(27%)	(25%)	(25%)	
(地位級V) 標準 3,000 21 38 64	アカマツ		3.000					_	_
(地位級V) 標準 3,000 (33%) (31%) (27%)		1示 干	3,000	` ′	` ′	(27%)	(25%)		
(地位級V) 振準 3,000 15 19 24 31 39 52 (26%) (25%) (33%) (20%) (25%) (-%) (-%) (地位級II) 標準 3,000 16 22 28 37 50 78 (26%) (25	アカマツ		3.000				_	_	_
(地位級 I) 標準 3,000 (26%) (25%) (33%) (20%) (25%) (-%) ヒノキ (地位級 II) 標準 3,000 16 (26%) 22 (25%) 28 (33%) 37 (20%) 50 (25%) 78 (25%) 78 (25%) (25%)		W+	0,000						
(地位級1) 大学 (26%) (25%) (33%) (20%) (25%) (-%) (-%) (地位級1) 標準 3,000 16 (25%) (25%) (33%) (20%) (25%) (-%) (-%) (25%	ヒノキ		3.000						
(地位級Ⅱ) 標準 3,000 (26%) (25%) (33%) (20%) (25%) (-%) ヒノキ (地位級Ⅱ) 標準 3,000 19 (26%) 25 (25%) 35 (33%) 49 (20%) 80 (25%) - ヒノキ (地位級Ⅳ) 標準 3,000 22 (26%) 31 (25%) 47 (33%) 67 (20%) - - ヒノキ (地位級Ⅴ) 標準 3,000 27 (26%) 44 (25%) 85 (33%) - - - -	(地位級 I)	1水平	3,000	(26%)	(25%)	(33%)	(20%)	(25%)	(-%)
(地位級日) 19 25 35 49 80 - (25%) (25%) (25%) (25%) (25%) (-8) (25%)	ヒノキ		3.000						
(地位級Ⅲ) 標準 3,000 (26%) (25%) (33%) (20%) (25%) - ヒノキ (地位級V) 標準 3,000 22 (26%) 31 (25%) 47 (33%) 67 (20%) - - - ヒノキ (地位級V) 標準 3,000 27 (26%) 44 (25%) 85 (33%) - - -	(地位級Ⅱ)	1水平	3,000	(26%)			(20%)	(25%)	(-%)
(地位級田) (26%) (25%) (33%) (20%) (25%) とノキ (地位級IV) 標準 3,000 22 (26%) 31 (25%) 47 (33%) 67 (20%) - - - ヒノキ (地位級V) 標準 3,000 27 (26%) 44 (25%) 85 (33%) - - - -	ヒノキ	 海淮	3 000						_
標準 3,000 (26%) (25%) (33%) (20%)	(地位級Ⅲ)	1示 干	3,000		(25%)	. ,		(25%)	
(地位級IV) (26%) (25%) (33%) (20%) ヒノキ (地位級V) 標準 3,000 27 (26%) 44 (25%) 85 (33%) - - -	ヒノキ	煙淮	3 000					_	_
(地位級V) 標準 3,000 (26%) (25%) (33%)		你₩	5,000	` ′	` /		(20%)		
(26%) $(25%)$ $(33%)$	ヒノキ	煙 淮	3.000				_	_	_
	(地位級V)	你₩	5,000	(26%)	(25%)	, ,			

注) () 内は、本数間伐率です。

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとする。

区分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	20 年

※上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

(2) 間伐の標準的な方法

森林の目指す姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとする。

また、本村は、人工林率は県平均を下回っているが、10齢級から12齢級の人工林の林分が多くを占めており、間伐が十分に実施されていない状況にあることから、個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとする。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採する。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

但本の種類	掛呑	実施すべき	標準的な林齢及	び回数	+亜 シキヒ イムト チュ サー シナサ
保育の種類	樹 種	実施時期	実施林齢	回数	標準的な方法
ጉአሀሃ	全樹種	(1 回目) 6 月上旬~ 7 月上旬 (2 回目) 7 月下旬~ 8 月下旬	2 年生~ 10 年生	年 1~ 2 回	 ① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの1.5 倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。
枝打ち	スギヒノキ	11 月~5 月	11 年生~ 30 年生	最大 8m までに必 要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。 ⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変することから気象害に遭うおそれがあるため、極力避けること。
除伐	全樹種	5月~7月 (9月~3月)	11 年生~ 25 年生	1回~ 2回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切り	全樹種	6月上旬~ 7月上旬	11 年生~ 30 年生	必要に応 じて 2~3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが 望ましい。

3 その他

- (1) 間伐を行う際の留意点
 - ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意する こととします。
 - イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐期施 業を行うものとします。
 - ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(平成 24 年 8 月 28 日付 24 森推第 333 号長野県林務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定する。

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業は可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からや集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を【別表1】に定める。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を【別表1】に定める。

				樹	租	Ĺ			
区域	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
水源涵養機能維持増進森	50 年	50 年	55 年	50 年	70 年	25 年	30 年	80 年	30 年

(2) 山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健文化及びその他水源涵養機能維持増進 森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を【別表2】に定める。

- ① 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林
- ② 快適環境形成機能維持増進森林
- ③ 保健文化機能維持増進森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

(ア) アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定める。

複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。以上の森林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行う。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定める。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

		= / · C / / mm·m	107 KW 101	V) FXA					
				樹	種	Ē			
区域	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他 針葉樹	クヌギ	ナラ類	ブナ	その他 広葉樹
アの①から④の森林	おおむね 80 年	おおむね 80 年	おおむね 90 年	おおむね 80 年	おおむね 120 年	おおむね 30 年	おおむね 40 年	おおむね 140 年	おおむね 40 年

(イ)アの①から④までに掲げる森林の森林施業別の区域を、【別表2】に定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該 区域における施業の方法

(1) 区域の設定 当該森林の区域を【別表3】に定める。

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進する。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとする。

施業種	Ì	施業の方法				
植栽		主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に 不足する本数を植栽する。				
間(伐		おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材 積の35%以内の伐採とする。				
	林齢	標準伐期齢以上				
	伐採	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。				
主伐	方法	伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採率70%以下の伐採とする。				
	伐採立木材積	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメラルタキセ式補正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。				

【別表1】

施業の方法
施業の方法 伐期の延長を推進 すべき森林

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
山地災	複層林施業を推進 すべき森林	なし	
火害防止/土壤	択伐による複層林 施業を推進すべき 森林	なし	
地災害防止/土壤保全機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林	0001 と,0001 へ,0002 い,0003 は,0003 ほ,0003 り,0004 い,0004に,0004は,0004 ろ,0005 い,0006 い,0007 い,0009 に,0009 ぬ,0009 ほ,0009 り,0009 る,0010 い,0010 ち,0010 と,0010 に,0010 ぬ,0010 は,0010 へ,0010 ほ,0010 り,0011 ろ,0011 い,0012 い,0014 は,0015 ろ,0016 い,0016 は,0016 ろ,0018 は,0018 ろ,0019 い,0019 ほ,0020 と,0020 は,0020 へ,0020 ほ,0021 い,0021 ほ,0021 ろ,0022 と,0023 ろ,0024 に,0024 は,0026 は,0027 い,0027 ろ,0028 い,0028 に,0028 は,0028 ち,0028 は,0028 ろ,0029 に,0029 は,0035 い,0035 は,0035 は,0035 は,0035 ろ,0036 い,0036 に,0036 は,0036 な,0036 は,0036 な,0036 は,0036 な,0036 は,0036 な,0038 は,0038 と,1003 と,1003 に,1003 へ,1003 は,1003 り,1003 ろ,1004 い,1004 に,1004 は,1004 は,1004 は,1004 ろ,1005 い,1005 と,1005 に,1005 は,1005 へ,1005 は,1005 へ,1006 は,1006 へ,1006 は,1006 へ,1006 は,1006 へ,1006 は,1006 へ,1006 は,1006 へ,1006 は,1008 へ,1009 と,1009 に,1009 へ,1009 ろ,1010 い,1010 ち,1010 と,1010 ほ,1010 り,1011 い,1011 ぬ,1011 は,1011 ろ,1012 い,1012 ち,1012 と,1012 に,1012 へ,1012 ほ,1013 い,1013 と,1013 に,1013 は,1013 へ,1013 は,1013 で,1015 に,1015 は,1015 ろ,1016 い,1016 は,1016 ろ,1017 い,1017 ろ,1018 い,1018 に,1018 は,1018 ろ,1019 い,1019 は,1019 ろ,1020 ろ,1021 い,1022 い,1022 は,1022 よ,1022 ろ,1023 い,1023 は,1023 は,1023 ろ,1024 は,1024 ろ,1025 ち,1025 ト,1025 へ,1025 り,1025 ろ,1027 ぬ,1027 は,1027 ほ,1027 ほ,1027 ろ,1028 い,1029 い,1029 ち,1029 カ,1029 は,1029 ほ,1029 り,1029 る,1031 り,2007 に,2007 は,2007 ほ,2017 は,2018 と,2018 に,2020 い,2020 ろ,2024 に,2024 へ,2024 ほ,2025 い,2025 は,2027 ち,2028 い,2028 に,2028 は,2028 ろ,2030 い,2030 ろ,2031 い,2031 は,2031 ろ,2033 い,2033 と,2033 は,2033 へ,2044 に,2041 は,2041 ろ,2042 い,2042 は,2043 い,2044 い,2044 に,2045 い,2045 に,2045 は,2045 ろ,2046 い,2049 に,2050 と,2050 へ,2050 ほ,2051 い,2057 は	2045.52ha
環快境適	複層林施業を推進すべき森林	なし	

	択伐による複層林 施業を推進すべき 森林	なし	
	長伐期施業を推進 すべき森林	なし	
保健文	複層林施業を推進 すべき森林	なし	
保健文化機能維持増進森林	択伐による複層林 施業を推進すべき 森林	なし	
増進森林	長伐期施業を推進 すべき森林	なし	
791	特定広葉樹の育成 を行う森林施業を推 進すべき森林	なし	
ための森	複層林施業を推進 すべき森林	なし	
林施業を推進	択伐による複層林 施業を推進すべき 森林	なし	
ための森林施業を推進すべき森林その他公益的機能の維持増進を図る	長伐期施業を推進 すべき森林	なし	

【別表3】

区分	施業の 方法	森林の区域	面積(ha)
の森林施業を推進すべき森林	皆伐	0038 い,0038 に,0038 は,0038 ほ,0038 ろ,0039 い,0039 と,0039 に,0039 は,0039 へ,0039 ほ,0039 ろ,0040 い,0040 に,0040 は,0040 ほ,0040 ろ,1001 い,1001 に,1001 は,1001 ほ,1001 ろ,1002 い,1002 ち,1002 と,1002 に,1002 は,1002 へ,1002 ほ,1002 ろ,1030 い,1030 に,1030 は,1030 ろ,2016 い,2016 ろ,2042 い,2042 は,2042 ろ,2047 い,2047 か,2047 ち,2047 と,2047 に,2047 ぬ,2047 は,2047 よ,2047 よ,2047 り,2047 ろ,2047 お,2047 よ,2047 よ,2047 り,2047 ろ,2047 た	429.81ha
可能な区域特に効率的な施業が	皆伐 ※人工林については、 原則として、皆伐後に は植栽による更新を 行うこと。	2032 は、2032 に、2034 い,2034 ろ,2034 は,2034 に,2036 い,2039 り,2039 ぬ,2050 い,2050 に,2050 と	2.496ha

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

現在、当村では森林林業関係の特定非営利法人(以下、『NPO 法人』という)が存在す るが、森林所有者と施業実施協定の締結等は行われていない。今後、施業実施協定の相 談等があった場合は県等関係機関と協力し、森林所有者への各種研修や情報提供など必 要に応じた支援を行うものとする。

(2) 筑北村森林・林業基本計画の策定

筑北村では、村の森林・林業及び地域特性を踏まえた、森林管理・資源活用に関する実 性の高い新たな計画として「筑北村森林・林業基本計画」の策定を行った。

2カ年にわたり基礎調査を行い、長野県の航空レーザー計測成果に基づく村内の森林現 況データにより、村内全域のゾーニングを作成を行い、今後の森林管理に活用していく。

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

筑北村における森林の所有規模は、5ha 未満の零細規模が多く、また、森林所有者は高 齢化が進んでいることから、自ら森林を効率的かつ適正に管理することが困難なっている。 このため、森林施業を計画的、効率的に行うために、不在地主又は高齢等のため森林の 管理を行うことができない森林所有者と、意欲ある森林組合や林業事業体等との森林経営 計画による長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとし、 持続的な森林経営を推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- (1) 森林組合等林業事業体、NPO 法人、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、 自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行う。
- (2) 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を 図る。
- (3) 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及び あっせんを行い、森林経営計画の作成を促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとする。

- (1) 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林 経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知 すること。
- (2) 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の 保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所 有者に周知すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実 行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得したうえで、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、筑北村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に 定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進する。 そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画 を働きかける。また、森林経営計画の作成にあたっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進する。

なお、国有林の近接地では、中信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森 林施業の共同化が効率的であれば検討する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- (1) 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかける。
- (2) 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同 化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図る。
- (3) 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林 法第10条の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地 の所有者へ働きかける。
- (4) NPO 法人等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに適当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成し、代表者等による実施管理を行うこととする。また、作業路網その他の施設の維持運営は、森林経営計画者が行うよう指導を図る。
- (2) 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しな

いことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき責務等を明らかにするよう指導を図る。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】

単位:延長m 面積 ha

区分			基幹路網密度	細部路網密度	路	
	作業システム	林道	林業 専用道	小計	森林 作業道	網密度
緩傾斜地 0~15°未満	車両系	15~20	20~30	35~50	65~200	100~250
中傾斜地	車両系	15 - 00	10 - 00	25~40	50~160	75~200
15~30°未満	架線系	15~20	10~20	25∼40	0~35	25~75
急傾斜地	車両系	15~20	0- 5	15- 95	45~125	60~150
30~35°未満	架線系	15~20	0~5	15~25	0~25	15~50
急峻地 35°~	架線系	5~15	_	5~15	_	5~15

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

木材生産機能維持増進森林は、路網整備等推進区域として低コスト林業を実現するため に路網整備を推進する。

3 作業路網の整備

- (1) 基幹路網
- ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和 48 年4月1日 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成 22 年9月 24 日 22 林整整第 602 号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 基幹路網の整備計画

至中山山	ラック 正 冊	ti led					甲亚:延按n	n 川側に	ıa							
開設 / 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 路線数	利用区域 面積	うち前半 5 年分	対図 番号	備考							
	1100 320		本城	坪川	1,000	90	1,000	1								
		"	ムジナヤ	2,000	54		2									
	開設車道					"	栃平	600	125		3					
			坂北	南谷沢	300	81		4								
開設		林道	坂井	原追沢	1,500	217		(5)								
設	車道	道	11	大池	200	240		6								
			11	古司	300	31		7								
			"	漸々	500	43		8								
			11	氷室支	500	33		9								
			11	入山	1,000	31		10								
(改開築)	自動車	林道	坂北	末地	600	115	600									
						本城	四阿屋	[46] 1,430	((150)) 1,310							
						"	大洞	[25] 1,000	450	0						
										11	白坂砥石 沢	[10] 400	202			
							11	ヒエダ	[5] 150	46						
			11	大洞沢	[7] 300	40										
			11	ムジナヤ	[5] 320	54										
拡張	自動	林	"	大沢入	[7] 250	33										
拡張(改良)	自動車道	林道	"	栃平	[10] 500	125										
			"	花川原	[5] 200	167	0									
				坂北	末地	[5] 350	115	0								
			"	青柳	[3] 150	38										
					"	刈谷沢	[4] 200	121								
			"	南谷沢	[3] 150	81										
			"	大側	[10] 1,000	167										
-				•												

単位:延長m 面積 ha

			坂井	中尾峰	[3] 500	55					
			"	赤畑	[3] 250	133	0				
			11	笹打	[2] 300	32					
			11	北の沢	[2] 150	66					
			11	湯沢	[2] 100	47					
			11	氷室	[1] 2,183	43	0				
				本城	四阿屋	8,930	1,347	0			
								JJ	ヒエダ	2,000	46
			"	ムジナヤ	1,300	54					
		目 林 声 道	11	白坂砥石 沢	2,500	202					
拡	自		坂北	刈谷沢	800	121	0				
拡張 (舗装)	自動車道		"	青柳	1,000	38					
(表)	追		11	北山	2,844	64					
					坂井	駄妻	800	156	0		
			11	中尾峰	300	55					
			11	北の沢	200	66					
			11	氷室	2,183	43	0				

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することとする。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道台 帳等に記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととする。

規格・構造の根拠	備考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日林整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年8月 1 日 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年3月 23 日 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとする。 なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳に 記録する。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとする。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能、技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う 20 代から 30 代の林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、広域市町村と連携し、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援する。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努める。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森 林組合等林業事業体と検討する。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

,	作業の種類	現状(参考)	将来
伐 倒 造 材 集 材	村内一円	チェンソー プロセッサー・チェーンソー (ハーベスター) スイングヤーダ ウィンチ集材 タワーヤーダ フォワーダ 小型集積機 グラップル付きトラック(委託)	チェンソー プロセッサー・チェーンソー (ハーベスター) スイングヤーダ タワーヤーダ フォワーダ 小型集積機 グラップル付きトラック(委託)
造 林	地拵え、下刈り	チェンソー 刈払機	チェンソー 刈払機
保育等	枝打ち	人力	リモコン自動枝打ち機

Ⅲ森林の保護

第1 鳥獣害の防止

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- (1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとするが、当村では、森林生態系多様性基礎調査の結果等により 対象鳥獣による被害が一部で認められるものの、生息密度は低く、被害の拡大がみられない ため、区域の設定は行わない。

(2) 鳥獣害の防止方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、対象鳥獣の被害防止に効果を 有すると考えられる方法として、防護柵の設置及びその維持管理・改良、幼齢木保護具の設 置、剥皮防止帯の設置、わな、銃器による捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

2 その他

鳥獣害の防止対策の実施状況の確認については、現地調査や区域内で森林施業を行う林業事業体、森林所有者等からの情報収集により行う。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

- 1 森林病害虫の駆除及び予防の方法
- (1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じる。

- 伐倒駆除
- 薬剤散布等の各種予防事業
- ・ 守るべき松林周辺部の樹種転換
- (2) 主伐、間伐、更新等について

「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針」及び、「筑北村森林・林業基本計画 ゾーニング」により実施する。

(3) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

防災上、景観上維持すべきナラ類があることから、防除方法等について長野県林業総合センターを中心に試験研究を進めるなど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図る。

(4) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努める。

(5) カラマツ先枯病の被害防止

罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分する。 また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定する。

(6) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努める。また、早期発見、早期防除が 最善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努める。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施する。

3 林野火災の予防の方法

山火事予防の啓発パレードへの参加、イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発を行い、地域住民への林野火災の予防を喚起する。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければならない。そのため、筑北村での、火入れの許可に当たっては「筑北村火入れに関する条例(平成 17 年 10 月条例第 109 号)」より、下記のことに留意する。

項目	内 容
火入れの許可申請の必要な範囲	森林又は森林に接近している範囲 1km 以内にある原野、山岳、荒廃地その他の 土地(地域森林計画区域外も含む)
火入れの目的	ア 造林のための地拵え イ 開墾準備 ウ 害虫駆除 エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第 47 条第1項)
許可条件	期間7日以内 面積1件当たり3ha以内 従事者1haまで15人以上 (ア)1haを超える場合は、超える部分の面積1haあたり5人を加えた 人数とする。 防火帯の設置 火入れ地の周囲に幅3m以上の防火帯を設け、延焼の 無いようにする。
申請方法	火入れを行う7日前までに役場に必要書類を提出する。
申請に必要なもの	① 火入れ許可申請書② 火入れ(野焼き)を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図③ 他人の土地で火入れを行うときは、その所有者か管理者の承諾書④ 請負(委託)契約に基づいて火入れを行うときは、その契約書の写し

5 その他

病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森 林 の 区 域 (林小班)	備考
本城···35、36、37、38、39、40	
坂北・・・1001、1002、1030、1031,1036	松くい虫
坂井・・・2002、2003	

IV 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定する。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

₩: \	σ Γ Λ		施業の方法					
ル 来	の区分	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業				
植	〔 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 植栽によらなければ更新困難な森林は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。						
間	人	単層林である場合、Ry0.85 0.75 以下となるよう間伐する。	以上の森林については、Ry が					
	林 齢		標準伐期齢以上					
	方 法	伐採率70%以下の伐採	天然更新 伐採率30%以下の択伐 人工植栽 伐採率40%以下の択伐					
伐採		標準伐期齢における立木 材積に10分の5を乗じて得た 材積以上の立木材積が確保 されること。	標準伐期齢における立木材 積に10分の7を乗じて得た材 積以上の立木材積が確保され ること。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。				
	立木材積	伐採材積が年間成長量(カメラルタキセ式補正)に相当する 材積に5を乗じて得た材積以 下とする。						
		立木材積は、下層木を除い Ry0.65以下となるよう伐採する	いてRy0.75以上、伐採材積は、 。					

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

- (1) 整備することが望ましい森林保健施設 該当なし。
- (2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項該当なし。
- (3) 立木の期待平均樹高なし。

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

- (1)森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとする。
 - ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林おける主伐後の植栽
- イ 公益的機能別施業森林等の整備
- ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
- エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施 する上で留意すべき事項
- オ 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な 施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業 経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2)森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

地域名	林 班	区域面積(ha)
本城地域	35、36、37、38、39、40	30
坂北地域	1001、1002、1030、1031、 1036	30
坂井地域	2002、2003	30

「設定の理由」松くい虫被害の枯損木処理のため

2 生活環境の整備

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興

地域の障がい者雇用の受け皿として、森林資源の活用の為に NPO 法人が主導となり村内 伐採木を利用し薪やチップへの加工を行っている。

4 森林の総合利用の推進

該当なし

5 住民参加による森林の整備

- (1) 地域住民参加による取組 該当なし
- (2) 上下流連携による取組 該当なし
- (3) その他該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画し

ていくこととする。

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考		
坂北地域	皆伐	30ha			

7 その他必要な事項

(1) 市町村有林の経営に関する事項

健全な山づくりの為に、搬出間伐を推進する。なお施業に当たっては、経営計画の策 定を推進し団地化したうえで、森林組合や、林業事業体等による施業を促進する。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

森林整備や施設整備を実施する場合は、別図のとおり埋蔵文化財包蔵地の位置を予め周知する。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
令和4年2月1日	口頭	松本広域森林組合 筑北村支所長

2 公告·縦覧期間

令和 4年 2月 1日 ~ 令和 4年 3月 1日

3 計画書作成担当者

課·係	職	氏 名	備 考
筑北村産業課	課長	山田 隆宣	
筑北村産業課	主任	池上 英資	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所 属	課∙係	職	氏 名	備考
松本地域振興局	林務課普及係	専門技術員	長澤 幸一	森林総合監理士
松本地域振興局	林務課普及係	主任	竹松 清志	林業普及指導員

5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

年次		総計		0~14歳 15~29歳				30~44歳			45~64歳			65歳以上					
	十八	ā	男	女	#	男	女	1	男	女	Ħ	男	女	Ħ	男	女	Ħ	男	女
実数	H29	4,776	2,366	2,410	376	201	175	513	292	221	640	350	290	1,180	626	554	2,067	897	1,170
人人	H30	4,642	2,308	2,334	368	200	168	507	284	223	604	333	271	1,155	610	545	2,043	891	1,152
(//)	Rπ	4,496	2,227	2,269	350	190	160	473	260	213	580	319	261	1,134	598	536	2,003	877	1,126
構成比	H29	100	49.54	50.46	11.60	4.21	7.40	15.45	6.11	9.34	13.40	7.33	6.07	24.71	13.11	11.60	43.28	18.78	24.50
(%)	H30	100	49.72	50.28	11.59	4.31	7.28	0.11	0.06	0.05	13.01	7.17	5.84	24.88	13.14	11.74	44.01	19.19	24.82
(70)	Rπ	100	49.53	50.47	11.41	4.23	7.18	0.11	0.06	0.05	12.90	7.10	5.81	25.22	13.30	11.92	44.55	19.51	25.04

(出典:筑北村年齢別人口集計表)

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総数		第1次	Z産業		第2次産業			
			農業	林業	漁業	小計		うち木材・ 木製品製造業	第3次産業	
	H17年	3,181	744	4	0	748	885		1,548	
実数(人)	H22年	1,759	573	3	0	576	442		741	
	H27年	2,432	509	3	0	512	578		1,342	
構成比(%)	H17年	100	23.39	0.13	0	23.51	27.82		48.66	
	H22年	100	32.58	0.17	0	32.75	25.13		42.13	
	H27年	100	20.93	0.12	0	21.05	23.77		55.18	

(出典:国勢調査 従業地・通学地による職業等集計)

2 土地利用

		総土地	耕地面積						草地	林野面積			その他	
年次	年次	面積計	=	Ш	畑	樹園地			面積	#	森林	原野	面積	
	四位	п	ш	ΑЩ		果樹園	茶園	桑園	四恨	п	<i>ላ</i> ሎባብ	派到	四/戌	
実数(ha)	H29年	99.47	9.000	3.854	5.146	-	-	-	-	-	48.905	26.351	22.554	41.563
	H30年	99.47	8.891	3.836	5.055	-	-	-	-	-	49.004	26.349	22.655	41.574
	R元年	99.47	8.585	3.802	4.783	-	-	-	-	-	53.396	26.416	26.980	37.488
構成比 (%)	H29年	100	9.05	3.87	5.17	-	-	-	-	-	49.17	26.49	22.67	41.79
	H30年	100	8.94	3.86	5.08	-	-	-	-	-	49.27	26.49	22.78	41.80
	R元年	100	8.63	3.82	4.81	-	-	-	-	-	53.68	26.56	27.12	37.69

(出典:長野県統計書)

3 森林資源の現況等

保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
~1ha	838 戸	10∼20ha	71 戸	50~100ha	12 戸
1∼5ha	594 戸	20~30ha	26 戸	100∼500ha	6戸
5∼10ha	119 戸	30~50ha	11戸	500ha 以上	2戸
				総数	1,679 戸

(出典:農林業センサス)

4 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権設定の有無		
	(未設定)				